

2020年4月22日
くまもと健康支援研究所
総務人事部

新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた弊社の取組内容のお知らせ

緊急事態宣言の対象地域拡大に伴い、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けて弊社では、2020年5月6日までの期間について以下の取組みを推進します。今後も、健康支援事業を継続するための社内環境整備を進めて参ります。

記

1. 在宅ワーク

感染拡大防止のため、従業員の在宅ワークを組織的に推進しておりましたが、今後は、総務人事部を除く全従業員を対象として、在宅ワークを実施します。

従来から実施しておりました取り組みも、継続して実施しております。

[従来から実施してきた政策]

2. 全従業員への休業補償

新型コロナウイルスの影響で休館となった指定管理施設に従事する従業員や、休止となった介護予防事業に従事する従業員に対して、休業補償を行います。

3. 子の同伴出勤

止む終えず出勤する場合は、小・中・高等学校等の休校等への配慮として、検温やアルコール消毒の徹底を条件に、職場への子の同伴出勤を広く受入れます。

4. 特別有給休暇

小学生等の子供を持つ従業員が、休校に伴って就労が困難になる場合には、従来の有給休暇とは別枠で特別有給休暇を付与致します。

5. 訪問事業の実施

通所型介護予防事業に関しては、利用者様の健康に資するため、適宜、訪問や電話支援に切り替えて実施します。なお、支援にあたっては、担当者へのアルコール消毒剤の配布を行ない、除菌を徹底しています。

以上